

## 水質保全センターの歩み

昭和 49 年 5 月	社団法人兵庫県浄化槽センターとして発足
〃 9 月	事務所を神戸市生田区下山手通 5 丁目 21-2 南協和ビルに移転
昭和 54 年 6 月	水質検査所を明石市相生町 11-9 大枝ビルに開設
昭和 55 年 2 月	厚生大臣指定検査機関となる
昭和 57 年 6 月	社団法人兵庫県水質保全センターに名称を変更
昭和 58 年 1 月	事務所、水質検査所を統合し神戸市兵庫区入江通 3 丁目 1-15 に移転
昭和 58 年 5 月	浄化槽法の制定（昭和 60 年施行）
昭和 59 年 11 月	創立 10 周年記念式典を開催
昭和 61 年 3 月	浄化槽法第 57 条第 1 項の規定により、同法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる
〃 11 月	事務所を神戸市兵庫区中道通 7 丁目 1 番 13 号に移転
平成元年 4 月	小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施
平成 2 年 11 月	浄化槽法第 11 条検査の補完検査を実施
平成 6 年 11 月	創立 20 周年記念式典を開催
平成 7 年 1 月	阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺 4 丁目 5-12 に仮事務所として移転
平成 12 年 11 月	事務所を神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8 に新築、移転
平成 13 年 4 月	浄化槽法を一部改正し、みなし浄化槽の新規設置を禁止（センターでは平成 10 年 3 月よりみなし浄化槽の設置を原則として禁止）
平成 13 年 10 月	浄化槽法第 11 条検査の水質検査の検査項目に BOD を導入
平成 15 年 4 月	浄化槽法第 11 条検査に「指定検査員補制度[兵庫方式]」導入（補完検査制度は廃止）
平成 16 年 11 月	創立 30 周年記念式典を開催
平成 18 年 2 月	浄化槽法の一部を改正する法律の施行（浄化槽法の目的に「公共用水域の水質保全」が明示）

平成 20 年 1 月	センター構造改革特別委員会答申 (公共用水域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)
平成 21 年 5 月	第 36 回通常総会において理事定数の削減
平成 22 年 7 月	公益法人制度改革特別委員会の設置
平成 23 年 9 月 20 日	一般社団法人 兵庫県知事認可
平成 23 年 10 月 3 日	一般社団法人兵庫県水質保全センター設立登記
平成 23 年 12 月 27 日	兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理
平成 26 年 11 月	創立 40 周年記念式典を開催
令和元年 6 月	浄化槽法の一部を改正する法律公布
令和 2 年 4 月	浄化槽法の一部を改正する法律施行 特定既存単独処理浄化槽を定義、知事等に浄化槽台帳整備の義務化